

経費科目の内訳

科 目	内 容
10. 租 税 公 課	事業税、事業用資産の不動産の不動産所得税、登録免許税、固定資産税(工場・店舗)、自動車税、印紙税、消費税(税込経理の場合)、組合費、各種会費(商店会、商工会議所会費など)
11. 荷 造 運 賃	商品などの発送のための人夫賃、運賃、梱包材料(仕入れ運賃は仕入に加算)
12. 水道光熱費	事業に使用した水道料金、電気料金、ガス料金、灯油代 (但し家事関連分も含めて記帳し、決算時に家事分をあん分計算して除外)
13. 旅費交通費	仕入、販売のために要する交通費、宿泊費
14. 通 信 費	事業用のハガキ、切手代、郵便料、電報料、電話料
15. 広告宣伝費	広告料、折込広告の印刷代、名入のマッチ、うちわ、カレンダー、贈答用のタオル、手拭、大売出しのサービス福引券費用、ショーウィンドの陳列装飾費、展示会費用、20万円未満のネオンサイン・立看板
16. 接待交際費	事業用の茶菓子、飲食代、中元、歳暮の贈答品、慶弔費用 ※軽減税率対象品目は区分して記帳する必要があります
17. 損害保険料	たな卸資産、什器備品、店舗などの事業用減価償却資産の火災保険料
18. 修 繕 費	事業用建物、機械装置、備品などの修理費用
19. 消 耗 品 費	包装材料、事務用品費、消耗工具、備品などで使用可能期間が1年未満か取得価格が10万円未満(注2)
21. 福利厚生費	従業員の慰安、保健、衛生、修養などのために支払う費用 事業主の負担する従業員の健康保険、労災保険、厚生年金保険、雇用保険などの保険料 事業主が従業員のために負担する退職金共済制度に基づく掛金 (注) 従業員が負担すべき保険料を事業主が支払った場合は雇人費(給料賃金) (但し、月額300円以下のものは福利厚生費) ※軽減税率対象品目は区分して記帳する必要があります
22. 給 料 賃 金	従業員の給料、賃金、手当、賞与、住込従業員の賄費、その他の一定額以上の現物給与など
23. 利子割引料	事業用資金のための借入金の利子、受取手形の割引料
24. 地 代 家 賃	店舗、工場、倉庫などについて支払う賃借料
25. 貸 倒 金	取引先や貸付先など資力喪失のため回収不能となった場合の売掛金、未収金、受取手形、貸付金、前渡金など事業の遂行上生じた債権の貸倒れによる損失
26. 外 注 工 賃	原材料などを支給して、これに加工してもらうために支払う加工賃など
27. 支払手数料	口座振込で発生する振込手数料など
28. 車両関係費	事業用自動車のガソリン代、車検費用、修理費用、保険料などの事業用自動車に関連するもの(自動車税は租税公課)
29. 新聞図書費	調査や研究、統計などを目的に購入される新聞や、雑誌等図書に要するもの ※軽減税率対象品目は区分して記帳する必要があります
33. 雑 費	10～29以外に営業経費として支払ったもの ※軽減税率対象品目は区分して記帳する必要があります
36. 専従者給与	青色申告者が「青色事業専従者給与に関する届出書」に記載した金額の範囲内で青色事業専従者に支給した給与および賞与
その他	1. 経費中20減価償却費は商工会議所へご相談ください。 2. 上記以外の経費が相当回数発生する場合は、空欄にて経費科目を作成して記入してください。 ※軽減税率対象品目は酒類・外食を除く飲食料品と週2回以上発行される新聞で定期購読契約により販売するものを指します

(注1) 日常の生活費、衣、食、住の費用他、所得税、市県民税、住宅の固定資産税や国民健康保険、年金、生命保険料の掛金、住宅の地代家賃などは経費になりません。

(注2) 単価10万円未満であるかどうかは、税込経理方式に応じ判定します。